外国人配偶者の中華民国国籍帰化申請と戸籍登記の手順表

日文

内政部 2017 年 10 月修訂

申請の手順	受理機関	提出書類
結婚登記	戸政事務所	一、国内で結婚した場合：(1)結婚書約(2)外国人配偶者の身分証明書類及び駐外公館検証済の婚姻状況証明及び中国語訳文（公証人による認証が必要）及び中国語姓名採用声明書。 (3)戸口名簿(4)国民身分証、印鑑。 二、国外で結婚した場合： (1)駐外公館検証済の結婚証明書類及び中国語訳文 (2)戸口名簿(3)国民身分証、印鑑 (4)外国人配偶者の身分証明書類 (5)外国人配偶者がまだ本国人と共に帰国して登記手続きを済ませていない場合、駐外公館検証済の中国語姓名採用声明書が別途必要。 ※ 本国人と外交部公告にある特定国人との結婚の場合、まず外国人配偶者の自国にて結婚登記を完成させてから、結婚証明書類及び中国語訳文を完備の上駐外公館に面接を申請し、面接通過後に、国外で結婚したことを証明する書類を持って結婚登記手続きを行うこと。
居留ビザ申請	申請者がまだ国外にいる場合は、直接駐外公館に居留ビザを申請。申請者が既に家族呼び寄せ事由で停留ビザを所持して入国している場合は、外交部領事事務局(外交部中部、雲嘉南、南部、東部弁事処含む)に居留ビザへの変更を申請。※申請者が停留期限 60 日以上、かつ「延期不可」(NO EXTENSION)の注記無し、もしくは居留ビザに変更不可の停留ビザ所持で入国し、家族呼び寄せ事由に適合する場合は、内政部入出国及び移民署の各地サービスステーションにて外国人居留証の申請が可能で、外交部領事事務局や外交部中部、雲嘉南、南部、東部弁事処での居留ビザ手続きは不要。	一、本国人配偶者の最近 3 ヶ月以内に発行された国内戸籍謄本原本 1 通（結婚登記手続済で、結婚記事欄に配偶者国籍、外国語氏名及び生年月日の記載があること）。 二、申請者自国政府が発行した結婚登記証明（婚姻制度のない国家の場合は結婚証明書を提出）。 三、申請者自国政府が発行した犯罪経歴証明書または良民証（発行日より 1 年以内で、該当証明に記載の有効期限を超過していないこと）。 四、衛生福利部指定の外国人身体検査病院または国外の合格病院が 3 ヶ月以内に発給した健康検査合格証明。 五、パスポート（残存有効期間が 6 カ月以上であること）。 六、最近 6 ヶ月以内に撮影した 2 インチのカラー写真 2 枚。 七、居留ビザ申請料金については外交部領事事務局ウェブサイト http://www.boca.gov.tw/public/Data/4102315532271.pdf 参照（ 米国パスポート保持者の場合、相対処理費を適用）。 【以上第二から第四項の書類が国外で作成されたものである場合、まず本国駐外公館の検証を受け、中国語または英語の訳文を添付すること】 【停留ビザを所持して入国し、台湾滞在中に停留期限を超過した場合は即出国をする必要があり、居留ビザ変更手続きの在台申請はできない。】
外国人居留証申請	内政部移民署 直轄市、県（市）政府 サービスステーション	一、居留ビザを所持して入国した場合： (1)記入済の外国人居留証申請書 1 通、最近 1 年以内に撮影した正面上半身カラー写真（国民身分証写真と同規格、規格は内政部戸政司ウェブサイト http://www.ris. gov.tw/にて確認のこと)。 (2)パスポート、居留ビザの原本と写し各 1 通（原本はその場で返却)。(3)居留申請事由の証明書類。例：本国人配偶者の結婚登記済戸口名簿または国民身分証の原本と写し（原本はその場で返却)。(4)居留住所証明書類。(5)証書費：1 年期 NT$1,000、2 年期 NT$2,000、3 年期 NT$3,000 二、停留期限 60 日以上で、査証機関による延期不可またはその他制限の注記がされていない有効ビザを所持して入国した場合： (1)記入済の外国人居留証申請書 1 通、最近 1 年以内に撮影した正面上半身カラー写真 1 枚（国民身分証写真と同規格)。(2)パスポート及び停留ビザの原本、写し各 1 通（原本はその場で返却）(3)**検査日から 3 ヶ月以内の有効な**健康検査証明。(国外で健康検査を受けた場合は、駐外公館の検証を受けること）(4)発行日より 1 年以内の自国犯罪経歴証明書（最近 5 年以内の記録含む必要あり)、但し当該証明書に記載の有効期限の超過不可。（駐外公館の検証を受け、駐外公館検証または国内公証人認証済の中国語訳文を添付すること） (5)居留事由申請の関連証明書類。例：本国人配偶者の結婚登記済戸口名簿または身分証の原本と写し（原本はその場で返却)。(6)居留住所証明書類。(7)証書費：1 年期 NT$1,000、3 年期 NT$3,000、**停留ビザから居留ビザへの切替手数料として**別途 NT$2,200 追加徴収。 ※ 居留期間中に住所変更した場合、事実発生後 15 日以内に住所変更登記の申請手続きを行うこと。 **※ 外国人配偶者が初めて外国人居留証を申請する、または結婚により居留事由を家族呼び寄せに変更する時、我が国国民の配偶者が同行すること。** **※ 申請者が停留期限到達前に外国人居留証を取得できなかった場合、期限到達とともに出国しなければならない。**
国籍帰化申請 （申請日より遡って連続 3 年以上合法的に居留しており、且つ毎年 183 日以上の居留事実があること）	住所地管轄区の戸政事務所より直轄市、県（市）政府に送り、内政部で発行許可	一、国籍帰化申請書（外国人配偶者本人が窓口申請、申請書ダウンロード印刷）及び最近2年以内に撮影した正面上半身カラー写真1枚（国民身分証写真と同規格）。 二、合法かつ有効な外国人居留証または外国人永久居留証（居留期限までの日数が 30 日未満の場合、先に居留期限を延長すること)。 三、本国に帰化した国籍取得者の基本言語能力及び国民権利義務基本常識認定基準第 3 条にある所定の証明書類のうち、いずれかひとつ。 （1） 国内における公私立各級各類の学校に 1 年以上在籍したことの証明。 （2） 国内政府機関が開設した課程への受講時間数または累積時間数が 72 時間以上であることの証明。 （3） 帰化して我が国国籍を取得した者の基本言語能力及び国民権利義務基本常識試験の合格証明、60 点以上（満 65 歳以上の場合 50 点以上)。 四、本国人配偶者と結婚登記済の戸口名簿（原本はその場で返却)：本国人配偶者が国内に戸籍未設立かつ結婚登記手続き未完了である場合、結婚証明書類（国外で作成されたものは、駐外公館の検証を受けること。外国語文の場合、駐外公館検証または国内公証人認証済の中国語訳文を添付すること)、外国人配偶者及び本国人配偶者の国籍身分証明書類を添付すること。国内で結婚した場合は駐外公館検証済み外国人配偶者の婚姻状況証明及び中国語訳文を別途提出すること。 六、本国に帰化した国籍取得者の基本言語能力及び国民権利義務基本常識認定基準第 3 条にある所定の証明書類。 五、証書費 NT$1,200（郵便振込にて納付。受取人：内政部）。 ※ 上記「三」の証明書類を戸政情報システム国籍行政作業に登録済みの場合、提出は免除される。 ※ 申請者の居留証明、出入国記録、犯罪経歴証明書及び本国人配偶者との結婚登記済戸籍謄本は、戸政機関が代理検証。
台湾地区居留証申請 居留證	内政部移民署 直轄市、県（市）政府 サービスステーション	一、脱帽正面カラー写真1枚貼付の居留申請書1通（国民身分証写真と同規格）。 二、国籍帰化許可証書の原本と写し（原本はその場で返却）。 三、外国人居留証の原本と写し（原本はその場で返却）。 四、居留住所証明書類。例：本国人配偶者の結婚登記済戸口名簿または国民身分証の原本と写し（原本はその場で返却）。 五、証書費 NT$1,000
自国籍喪失申請	自国籍政府またはその駐台湾使領館または授権代表機構と連絡	※ 自国籍喪失申請についての詳細は、自国政府または我が国駐在使領館または授権代表機構に問い合わせること。 ※ 我が国駐在使領館または授権代表機構により発行された自国籍喪失証明書類は、外交部の再検証を受けること。国外で作成されたものである場合、駐外公館の検証及び外交部の再検証を受けるとともに、中国語訳文も検証、さらに再検証または公証人による認証を受けること。 ※ 帰化が許可された日から 1 年以内に自国籍喪失証明を内政部に提出して審査を受けること。上述の期限内に原国籍の喪失証明を提出できない場合、期限到達の 30 日以内前に、原国籍国に対して原国籍喪失証明発行を申請したことを証する文書を提出して期限延長を申請する。外交部が原国籍国の法的または行政手続き上の限界を調査して事実と判明すれば、その延期に同意する。延期後の期限が到達しても自国籍喪失証明を未提出の場合、内政部は帰化の許可を取り下げる。なお、自国籍喪失証明未提出中は定住の申請はできない。
自国籍喪失証明未提出	住所地管轄区の戸政事務所より直轄市、県（市）政府に送り、内政部が延期許可	一、延期申請書。 二、原国籍国に対して原国籍喪失証明発行を申請したことを証する文書。我が国駐在使領館または授権代表機構により発行された、原国籍国に対する自国籍喪失証明発行申請書写し、原国籍国政府にょる申請受理証明または受領証の場合には、外交部による再検証を受けること。国外で作成されたものである場合、駐外公館の検証及び外交部の再検証を受けるとともに、中国語訳文も検証、さらに再検証または公証人による認証を受けること。 ※ 延期未申請の場合、または内政部が延期申請を却下した場合、内政部は帰化の許可を取り下げる。
自国籍喪失証明取得済み	住所地管轄区の戸政事務所より直轄市、県（市）政府に送り、内政部が審査	一、台湾地区居留証（確認後返却） 二、自国籍喪失証明（我が国駐在使領館または授権代表機構により発行された自国籍喪失証明の場合には、外交部による再検証を受けること。国外で作成されたものである場合、駐外公館の検証及び外交部の再検証を受けるとともに、中国語訳文も検証、さらに再検証または公証人による認証を受けること)。
台湾地区定住証申請 （台湾地区居留証申請後、一定期間の居留を満たしていること：居留許可日より連続 1 年間居留、もしくは居留満 2 年かつ毎年 270 日以上居住、もしくは居留満 5 年かつ毎年 183 日以上居住）	内政部移民署 直轄市、県（市）政府 サービスステーション	一、正面上半身カラー写真 1 枚貼付の定住申請書 1 通(国民身分証写真と同規格)。 二、台湾地区居留証。 三、本国人配偶者の戸口名簿または国民身分証の原本と写し(原本はその場で返却。但し既に離婚している場合は不要)。 四、最近 3 ヶ月以内の健康検査合格証明。(衛生福利部の許可病院にて検査のうえ、規定された健康証明検査項目表「乙表」に符合すること) 五、その他関連証明書類。例：申請者が既に本国人配偶者と離婚している場合は、正確な戸籍住所の固定資産税納付書または賃貸契約の原本と写し(原本はその場で返却)。 六、住所及び氏名明記の返信用書留封筒。 七、証書費 NT$600
戸籍登記申請及び国民身分証受取	戸籍地管轄区戸政事務所	一、内政部入出国及び移民署の通知により申請者が戸籍登記手続きを行った定住証。 二、戸口名簿。(単独世帯者は不要。但し単独世帯に転入した家屋所有権証明等関連書類の提出が必要) 三、最近 2 年以内に撮影した正面上半身カラー写真 1 枚。(国民身分証写真規格は内政部戸政司ウェブサイト http://www.ris. gov.tw/にて確認のこと) 四、戸口名簿初回申請費用 NT$30、国民身分証初回申請費用 NT$50 ※申請者は戸籍申請後、規定に従い即時に国民身分証を受け取ることが可能。関連事項は住所地の管轄区戸政事務所に問合わせること。